

## 教育委員会規則

高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 6 年 12 月 10 日

高知県教育長 長岡 幹泰

### 高知県教育委員会規則第 7 号

#### 高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例（令和 6 年高知県条例第 45 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校給食を実施する学校)

**第 2 条** 条例第 3 条第 1 項の教育委員会規則で定める学校は、次に掲げる学校とする。

- (1) 高知県立高知国際中学校
- (2) 高知県立中村中学校
- (3) 高知県立高知ろう学校
- (4) 高知県立中村特別支援学校
- (5) 高知県立盲学校
- (6) 高知県立山田特別支援学校
- (7) 高知県立高知若草特別支援学校（本校及び子鹿園分校に限る。）
- (8) 高知県立日高特別支援学校
- (9) 高知県立高知江の口特別支援学校（本校及び国立高知病院分校に限る。）

(学校給食費等の額)

**第 3 条** 条例第 4 条第 2 項の教育委員会規則で定める額は、前条各号に掲げる学校ごとに高知県教育長（以下「教育長」という。）が定める。

(学校給食費等の納付期限)

**第 4 条** 条例第 4 条第 3 項の教育委員会規則で定める日は、第 2 条各号に掲げる学校ごとに教育長が定める。

(委任)

**第 5 条** この規則に定めるもののほか、学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関し必要な事項は、教育長が定める。

#### 附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。